

通学区域見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び
三丁目の一部の区域）の指定解除

清 瀬 市 教 育 委 員 会
平成 27 年 8 月 24 日決定

1 対象区域

（小学校・中学校共通）

丁 名	番 地
下清戸一丁目	137～151、288～298、311～371、1176～1181
下清戸三丁目	1～6、8～15、23～28、31、372～398、909～929

2 指定校

（１） 小学校：清瀬市立清瀬第八小学校

（２） 中学校：清瀬市立清瀬第三中学校

3 指定解除の時期

平成28年4月1日

4 付帯条件

- （１） 児童・生徒及び保護者の経済的及び心理的負担を考慮して、兄弟がすでに在籍している場合に限り、期間を限定せずに保護者の判断により第十小学校及び、第五中学校への指定校変更を柔軟に取り扱うものとする。
- （２） 保護者の選択により入学した学校へは、住居移転等の事情を除いて卒業まで在籍する。
- （３） 第十小学校在籍児童の中学校進学について、対象区域に平成 25 年 4 月以前から継続して在住する世帯に限り、第五中学校への指定校変更を柔軟に取り扱うものとする。